

「泉大津市不妊に悩む方への特定治療助成金」 利用の手引き（申請案内）

平成30年4月1日現在

泉大津市では、不妊治療の経済的負担を軽減を図るため、高額な医療費（保険外診療）がかかる配偶者間の体外受精および顕微受精に要した費用の一部を助成しています。申請にあたり要件等がありますので、この案内の説明をお読みください。

● 泉大津市の助成事業の仕組みと流れ

助成対象 …… 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた方で、泉大津市に住民票を有し、大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業による承認を受けた方

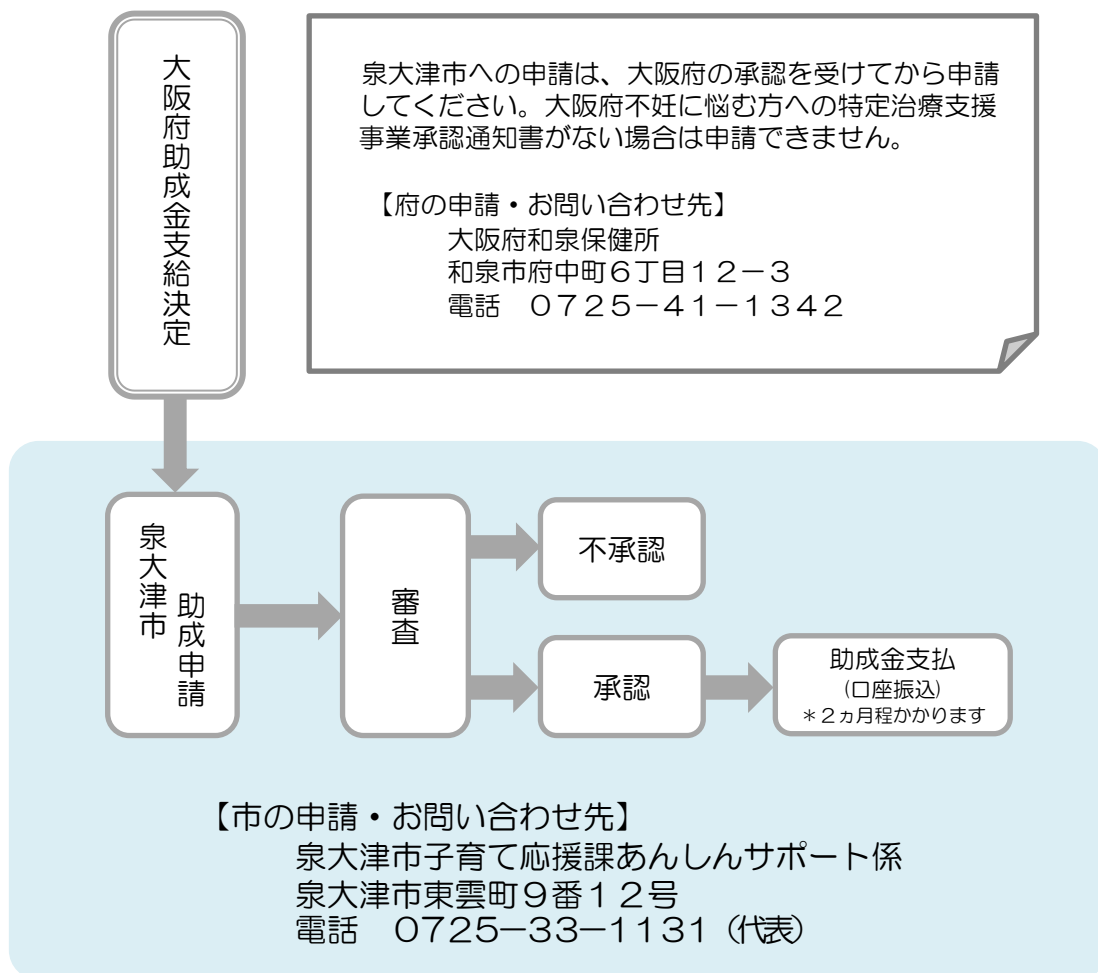
助成回数 …… ①妻の年齢40歳未満 …… 年間制限なしの通算6回まで

②妻の年齢40歳以上43歳未満 …… 年間制限なしの通算3回まで

なお、平成27年度までに助成を受けたことがある場合は過去の助成回数はリセットされず、平成27年度までに受けた分も通算し、上記の①②の回数までになります。

助成金額 …… 1世帯1回につき上限5万円

【支給の流れ】



● 助成の対象となる治療

生殖補助医療による不妊治療のうち、「体外受精及び顕微受精」の治療法。

特定不妊治療のうち男性不妊治療を行った場合も助成の対象となります。

- ・大阪府の指定医療機関で治療を受けていること。
- ・入院費、食事費、胚などを凍結した場合の管理料及び文書料は除く。

対象外

- ・上記以外の治療法。
- ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為。
- ・代理母、代理出産。

● 助成の対象となる方

- ①大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業による承認を受けた者であること。
- ②治療が終了した日から申請日までの間、夫婦が泉大津市に住所票を有していること。

● 助成の内容

助成額は特定不妊治療1回に要した費用から大阪府助成金額を控除して得た額とし、大阪府で助成を受けた年度で1回5万円を限度として助成します。

助成回数は治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方は年間制限なしの通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は年間制限なしの通算3回までとなり、43歳以上の方は助成の対象外となります。

【助成額】 1回の治療費 - 府助成金額 = 市助成額

助成額計算例

- 例1) 治療費40万円 - 大阪府助成金額15万円 = 25万円 . . . 市助成額5万円
- 例2) 治療費18万円 - 大阪府助成金額15万円 = 3万円 . . . 市助成額3万円
- 例3) 治療費15万円 - 大阪府助成金額15万円 = 0 . . . 市助成はありません
- 例4) 初回治療費※40万円 - 大阪府助成金額30万円 = 10万円 . . . 市助成額5万円

※治療終了日が、平成28年1月20日以降の方から、初回の治療に限り大阪府の助成額が30万円に変更になっています。

● 申請に必要な書類

1. 泉大津市特定不妊治療費助成金交付申請（請求）書〔様式第1号〕 HP http://www.city.izumiotsu.lg.jp/ からダウンロードできます。	
2. 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業承認通知書（原本） 申請受付時に、窓口でコピーして返却します。	
3. 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（コピー可）	
4. 特定不妊治療に要した費用の領収書（原本） 申請受付時に、窓口でコピーして返却します。	

注意事項

- ・ 申請書の必要事項はすべて記入し、押印（スタンプ印は不可）してください。
- ・ 申請書は申請者・配偶者のそれぞれが自署してください。
- ・ 訂正箇所には申請者氏名欄に押印している印鑑と同じ印鑑を使用してください。

● 申請期日

大阪府の承認通知日から30日以内

※大阪府の承認通知書が届きましたら、なるべく早めに申請してください。

● 申請窓口

泉大津市子育て応援課あんしんサポート係で申請の相談、受付を行っています。

※郵送による申請はできません。

泉大津市東雲町9番12号 電話 0725-33-1131（代表）

◆ 受付：月～金曜日 8時45分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日を除く）

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。